

自由民主党・知的財産戦略調査会の10の提言

平成25年4月23日

1. グローバルな知財システムの構築と海外展開を

国家戦略として支援

特許出願件数が近年急増している中国、韓国などの知的財産新興国の台頭を踏まえ、これら知的財産新興国との知財制度競争に打ち勝てる戦略的な知財システムを構築するとともに、これらの国々におけるわが国の進出企業の知的財産の保護・確保による海外展開を国家戦略として支援し、知財先進国としてイニシアティブを発揮する。

- ・ わが国知財制度の基盤である特許庁の審査体制について、審査の質の向上と迅速化の観点から、一層の整備・強化が必要であり、このため、任期付審査官の拡充・増員や特許庁情報システムの整備等を進める。
- ・ 中国語や韓国語を含む非日本語特許文献の比率が急速に高まる中で、こうした外国語文献を日本語で検索可能とする環境の整備を促進する。
- ・ 知的財産権を巡る訴訟について、権利保護の実情を踏まえた適正な立証責任の在り方について検討を行うなど、訴訟を通じた紛争処理機能の強化を行うとともに、知財高裁について、海外も含めた情報発信力を一層強化し、また、裁判官に対するサポート体制の充実を図る。
- ・ わが国知財システムの一層の整備を図るとともに、アジアやアフリカ、中南米などの新興国において事業を展開する企業が、知的財産権を的確に取得し、また、権利行使が可能となるよう、こうした新興国に対する知財人材派遣による技術・法整備・法執行体制の整備の支援などにより、新興国におけるわが国知財システムの普及・定着を図る。
- ・ 二国間・多国間経済協定等を通じて我が国の公正な知的財産権の保護を確保するとともに、偽造品の取引の防止に関する協定（ACTA）などの国際条約などを通じた海賊版・模倣品被害対策の国際的連携を強化する。
- ・ Japan-IP デスク（仮称）の国際展開による日本企業の海外における知的財

産権の確保の積極的支援（権利化支援、侵害調査支援など）を行う。

2. 戦略的国際標準・認証の獲得への取組みの強化

高度な「ものづくり」技術などの我が国企業の強みを差別化のコアとした適切な知財のオープン／クローズ戦略の展開など、国際標準化・認証に対する戦略的な取組みを強化する。

- ・ わが国の高度な技術を生かした工業製品や安全かつ良質な農産品や農産品の生産技術など日本のものづくり技術の海外展開を戦略的に推進するため、国際標準化の活用を積極的に検討する。
- ・ 国際標準化機関における我が国の影響力を高めるため、国際標準化・認証に係る専門家の育成を一層推進し、幹事国の引受け件数を欧米先進国並みの水準に引き上げる。
- ・ 国際的に通用する認証体制の整備を図るため、わが国認証機関の体制強化及び海外の認証機関との連携を推進する。

3. 国際的・戦略的な知財人財の育成

世界を舞台に活躍できるグローバルな知財人財や、経営層も含めた戦略的な知財マネジメント人財の育成を推進する。

- ・ 企業が知的財産を活用した経営を推進し、知的財産の流通を促進するため、知的財産が有する価値について客観的に評価できる人財を育成するとともに、価値評価手法の確立に向けた検討を行う。
- ・ 知財人財の育成について、(独)工業所有権情報・研修館(INPIT)を活用するなど、官民一体となって推進する。
- ・ 大学の専門課程における知的財産に関する科目の必修化などの取組みを進める。
- ・ 国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI)などの国際機関等における研修や法整備支援を通じて、アジアをはじめとする新興国における法整備・法執行分野を中心とした知財人財の育成を図る。

4. 中小企業等の知財活動支援の抜本的拡充

わが国の競争力の源泉である中小企業について、特許出願に係る費用の軽減、相談体制の充実、海外事業展開の支援などを通じた総合的な知財支援体制を構築する。

- ・ 中小企業等に対する特許料の減免制度について、米国のスモール・エンティティ制度なども参考にしつつ、中小企業等に広く利用が進むよう、思い切った要件緩和を行うなどの措置を講じる。
- ・ 中小企業による国内外における知的財産権の権利化及び保護を支援するサービスを拡充する。特に、知財総合支援窓口については、特許権等の産業知的財産権のみならず著作権や不正競争防止法関連を含む知的財産権の国内外の展開を行うための相談機能についても、総合的な強化を図る。
- ・ 大使館・ジェトロ等の活用により、中小企業の海外事業展開の支援体制を拡充し、また、進出先における侵害対応の支援を一層充実させる。

5. 産学官連携による知的財産権の創造・利用の促進

産学官連携による研究開発等の促進のための優遇税制の拡充、知的財産権のマッチング事業、世界的な研究開発拠点の誘致などにより、産学官連携による知的財産権の創造・利用を促進する。

- ・ 産学官連携による研究開発や産学連携ベンチャー事業など、大学発の知的財産権の創造・利用を促進するための優遇税制の拡充を図るとともに、大学と企業との共同開発に係る知的財産権の権利処理のルールについて明確化を図る。
- ・ 大学における研究開発に係る成果について知的財産権としての保護を図るとともに、大学等で眠っている未利用の特許権等について、TLO（技術移転機関）や国の出先機関等が行う中小企業とのマッチング事業などを通じ、その効果的利用を促進する。
- ・ わが国への世界的な研究開発拠点の誘致。

6. 知的財産に係る開発・利活用の促進のための税制の検討

知的財産に係る開発・利活用を促進するため、オランダ、フランス、英国などですでに導入されているパテントボックス税制（知財によって得た所得に低税率を適用する制度）など、知的財産に係る開発・利活用の促進に資する優遇税制の導入に向けた検討を進める。

7. 研究開発力強化のための職務発明制度の検討

現行法上、発明者帰属とされている職務発明制度について、諸外国の制度も参考に、例えば、法人帰属とする、あるいは、会社と従業者（発明者）との契約に委ねることとするなど、わが国産業の国際競争力強化及び公正な発明インセンティブの確保との調整を図る観点から検討する。

8. 営業秘密の保護の強化

わが国の企業が保有する技術情報などの営業秘密の盗用や海外への不正流出等を防止するため、被害を受けた企業が差止請求や損害賠償請求等の法的手段により、被害の拡大防止や回復を迅速に図れるよう、法的手続きにおける立証負担の軽減など、営業秘密の保護を強化するための手続の整備を図る。

9. 意匠・商標・著作権の保護と利用を推進する

法制度の再検討

意匠法、商標法、著作権法について、国際的な動向と制度の整合性にも配慮した制度改正を検討する。

- ・ 意匠権の保護範囲について、国際標準に照らし、画像デザインを保護対象に加えるなど保護範囲の拡充を図るとともに、意匠の国際登録に関するヘーグ協定への加入等により国際的な権利確保を容易にするための制度見直しを検討する。
- ・ 商標権の保護範囲について、国際標準に照らし、音、色彩、動きといった新

- しい商標権を保護対象に加えるとともに、地域団体商標の登録主体について、商工会、商工会議所、NPO等を追加するなどの制度見直しを検討する。
- ・ 著作権の保護期間に関し、現行の著作者の死後50年から70年に延長することについて、著作権の保護と利用のバランスなどに留意しつつ検討する。

10. 日本のコンテンツ力と海外発信力の強化

(クール・ジャパン戦略の推進)

日本のソフトパワーであるアニメ、ゲーム、映画、音楽、ファッション、デザイン、ソフトウェアなどのコンテンツの価値を活かしつつ、これらを積極的に海外に発信するなど、コンテンツ産業の国際展開を支援し、あわせて、コンテンツの作成や人材育成の支援などのための環境を整備することを通じ、コンテンツ産業の発展や収益の拡大を可能とする総合的なシステムを構築する。

- ・ 世界に冠たるコンテンツの中心として、発信力強化のためのコンテンツ関連の拠点整備（例えば、「クールジャパン館」（仮称）など）を進めるなど、世界的イベントのホスト国となる機会を増やすための取組みを行う。
- ・ 世界的な広がりを見せる放送コンテンツの海外展開や電子書籍・電子雑誌の流通促進、電子看板（デジタルサイネージ）の推進を図る。
- ・ 海外現地放送局との提携などにより、日本の魅力あるコンテンツ（ソフトパワー）を積極的に発信するとともに、コンテンツの産業化や海外展開を行うための企業に対するリスクマネーの供給を促す機関（株式会社海外需要開拓支援機構法案に基づき整備予定）を活用して、中小企業も含めた海外展開を行う企業の取り組みを一層支援する。
- ・ 海外展開を視野に入れたコンテンツの作成やクリエイターの育成のため、留学・海外研修支援、あるいは、コンテンツ作成のための財政面での支援などを行う。
- ・ コンテンツの二次利用を促進して国際的な市場を拡大するため、収益化を図るビジネスモデルの構築や、著作権のみならず著作権隣接権等も含めた権利処理を集中的に行う仕組みの整備等により、コンテンツを巡る権利処理の円滑化を図る。
- ・ 日本発のコンテンツプラットフォームの開発に向けた研究を進める。

(以上)